

# 県観光施策①（ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度）

資料 4

- 県内の宿泊施設等の安全で安心な受入体制を強化するため、令和3年度に「ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度」を創設
- 今年度末で認証期間が満了するため、認証制度の更新受付を実施し、引き続き施設の感染症対策の質の維持を図る。



## （1）制度の概要

|          |                                |   |
|----------|--------------------------------|---|
| 対象       | ホテル・旅館等（旅館業法第3条第1項に規定する許可施設）   |   |
| 認証基準     | 県策定の対応指針等に沿ったチェックリスト（160項目）に適合 |   |
| 認証期間     | 認証された日から令和5年3月31日まで            |   |
| 認証<br>手続 | 認証                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からの申請受付後、現地を確認</li> <li>・適合施設には、認証書等を交付</li> </ul>            |
|          | 更新<br>(R4)                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からの申請受付後、書面（チェックリスト等）で確認</li> <li>・適合施設には更新認証書等を交付</li> </ul> |

## （2）認証の状況（令和4年6月30日現在）

| 認証の状況   |  |         |
|---------|--|---------|
| 申請受付    |  | 1, 883件 |
| うち現地確認済 |  | 1, 866件 |
| うち認証    |  | 1, 866件 |

## 県観光施策②（今こそ しずおか 元気旅）

- 感染状況等を踏まえ、7月14日まで事業期間を延長し、割引対象を拡大することで、観光需要を喚起し、観光産業の更なる回復を図っている。
- 今後の取組については、国の制度改正次第、速やかに事業を開始できるように準備を進めている。



| 区分          | 今こそ しずおか 元気旅   | 全国を対象とした観光需要喚起策<br>(観光庁説明)   |
|-------------|--|--|
| 期間          | ～7月14日（木）  | <u>感染状況を見極めた上で7月前半～8月31日（水）※最繁忙期は除外</u>  |
| 割引対象        | 11県(県内+隣接県+地域ブロック)   | <u>全国</u> （実施を希望しない県は国へ申出）   |
| 割引<br>(①+②) | ①宿泊・日帰り旅行の定額50%割引<br>・1万円以上 :5,000円<br>・4千円以上1万円未満:2,000円<br>②地域クーポン<br>・1万円以上 :2,000円<br>・4千円以上1万円未満:1,000円 | ① <u>宿泊・日帰り旅行の定率40%割引</u><br>・ <u>交通付旅行商品</u> ：上限8,000円<br>・ <u>それ以外</u> : 上限5,000円<br>② <u>地域クーポン</u><br>・ <u>平日</u> ：3,000円<br>・ <u>休日</u> ：1,000円 |
| 方法          | ・県内旅行業店舗での申込<br>・割引券のコンビニ発券  | ・旅行業者への申込（ <u>OTA含む</u> ）<br>・ <u>宿泊施設への申込</u>   |
| 利用状況        | 約110万人<br>(R2:10万人、R3:56万人、R4:44万人)  | —  |

## 県観光施策③（交通事業者誘客・周遊促進事業：6月補正）

- 環境への配慮や原油価格・物価高騰等を踏まえ、県内交通事業者が地域（市町やDMO、地域観光関係団体等）と連携して実施する観光客の誘致・周遊促進の取組を支援する。

| 区分   | 令和3年度   | 令和4年度（6月補正）   |
|------|---|---|
| 期間   | 令和3年12月～令和4年3月  | <u>令和4年7月～令和5年2月</u><br>※事業者公募：7月15日（金）まで                                 |
| 補助対象 | ①鉄道事業者<br>②運送事業者（バス、タクシー等）<br>③一般旅客定期航路事業者<br>④富士山静岡空港就航事業者 | 同左  |
| 補助内容 | 地域と連携して実施する誘客及び県内周遊を促進する事業                                  | 同左  |
| 補助率  | 1 / 2（下限50万円、上限750万円）<br>※うち運賃割引に係る経費は10/10<br>上限額500万円     | 1 / 2（下限50万円、 <u>上限1,000万円</u> ）<br>※うち運賃割引に係る経費は10/10<br><u>上限額750万円</u> |

### <参考>過去の事業例

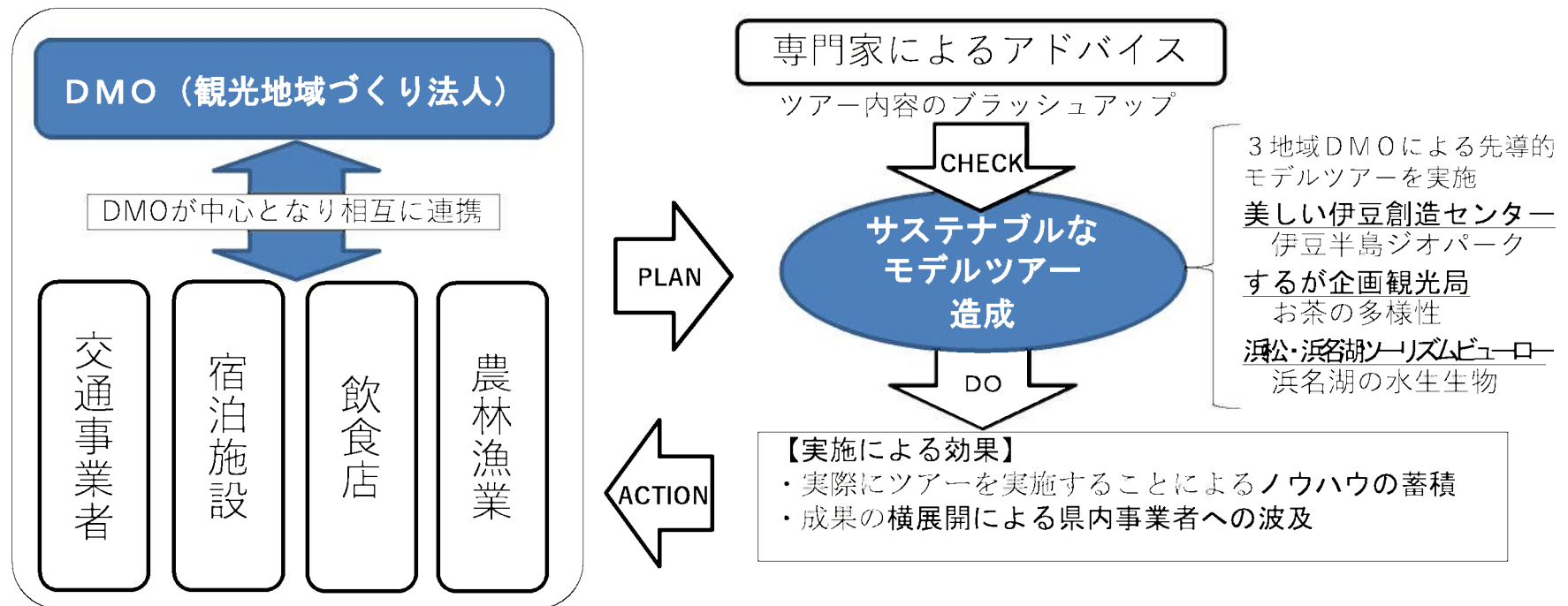
- ・路線バス＋鉄道の乗り放題乗車券と地域の観光施設入場券をセットにした周遊促進事業
- ・乗船券＋イベントチケットをセットにした誘客促進事業
- ・タクシー＋鉄道＋宿泊をセットにした周遊促進事業

## 県観光施策④（サステナブルツーリズム モデル事業：6月補正）

- 昨今の原油価格・物価高騰等の社会情勢の変化にも中長期的に対応できるように、環境負荷が低く、かつ、地域の社会・経済にも配慮した旅行の商品化を進める。
- 地域における観光関係事業者のとりまとめ役であるDMOが中心となってモデルツアーを実施し、旅行商品化のノウハウを蓄積するとともに、その成果を県内事業者に波及させる。

### [ 実施事業内容 ]

- ・ 環境に配慮した、モデルツアーの実施（県内3箇所）
- ・ 専門家によるモデルツアー実施に向けたアドバイスや意見交換



## 県観光施策⑤（静岡ドライブプラン）

- 中部横断自動車道（静岡-山梨間）の全線開通1周年企画として、県内周遊及び山の洲四県内などの交流促進を図るため、県と中日本高速道路株式会社が連携し、高速道路料金が定額で乗り放題となる「速旅『静岡ドライブプラン』」を実施する。



| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 期間   | 令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）<br>※お盆、年末年始などの交通混雑期を除く  |
| 対象車両 | ETC車の普通車・軽自動車等（二輪車を含）  |
| 割引内容 | 静岡県内等の高速度道路が2日間または3日間乗り放題となる10コース<br>【1】 静岡県周遊　　：静岡県内、首都圏、愛知、長野出発の4コース<br>【2】 静岡・山梨県周遊　：静岡・山梨、首都圏、愛知出発の3コース<br>【3】 富士山周遊　　：静岡・山梨、首都圏、愛知出発の3コース |
| 利用方法 | 事前に中日本高速道路株式会社のWebサイトに申し込み   |